

虐待防止及び身体拘束等適正化のための指針

<身体拘束等適正化>

I 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

1. 理念

身体拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。医療法人石井会石井病院（以下「病院」という。）は、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等廃止に向けた意識を持ち、患者等の生命または身体保護する為、緊急時やむを得ない場合を除き、患者の身体拘束等を原則禁止とする。

また、身体拘束等の廃止は本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取り組みである。

2. 基本方針

病院においては、身体拘束等防止に関し、次の基本方針に則り、生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその他の行動を制限する行為を禁止する。

1) 身体拘束等の原則禁止

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- (4) 身体拘束を許容する考え方はしない。
- (5) 全員の強い意志でケアの本質を考える。
- (6) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- (7) 患者の人権を最優先にする。
- (8) 医療及び福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。
- (9) 身体拘束廃止に向けてあらゆる手段を講じる。
- (10) やむを得ない場合、患者・家族に丁寧に説明を行い身体拘束を行う。
- (11) 身体拘束を行った場合、廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

2) 身体拘束等適正化のための職員教育（研修）に関する基本方針

病院では、年間計画に沿って、すべての職員に対して、身体拘束禁止と人権を尊重したケアの励行を図るために、以下の職員教育を行う。

- (1) 現任者には、定期的（年2回）に「虐待防止・身体拘束等防止研修」を実施する。
- (2) 新規採用者には、入職時に「虐待防止・身体拘束等防止研修」を実施する。
- (3) その他必要な教育・研修を実施する。

3) 日常ケアにおける基本方針

身体拘束等を行う必要を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- (1) 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
- (2) 言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げないように努める。
- (3) 患者の思いを汲み取り、患者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で丁寧な対応に努める。
- (4) 身体拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。

4) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の基本方針

本人又は他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての看護（介護）記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力を行う。

緊急・やむを得ない場合の3要素	
切迫性	患者本人、他の患者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がない場合
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

5) 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

病院の虐待防止及び身体拘束等適正化のための指針は、患者本人及び家族等が自由に閲覧できるように、ホームページ等で公表する。

身体拘束廃止に関する表明書

基本方針

身体拘束は、患者様の生活の自由を制限し、患者様の尊厳ある生活を阻むものです。当院は、患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等廃止に向けた意識を持って医療・看護にあたります。

患者様等の生命または身体を保護するため、緊急時やむを得ない場合を除き、患者様の身体拘束等を**原則禁止**とします。

身体拘束廃止の意義

身体拘束等の廃止は、患者様ご本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない重要な取り組みです。

当院の取り組み

当院は高齢患者様も多くご入院いただいているため、安全性を担保するためにやむを得ない状況は多々あるかと思われまます。しかしながら、少しでも患者様のご利益となるよう、**「身体拘束ゼロ」**を目指して職員一同邁進してまいります。

職員への約束

- 身体拘束の弊害について継続的な教育・研修を実施します
- 身体拘束に代わる代替手段の検討・実践に努めます
- 患者様・ご家族様との十分な対話と説明を行います
- 定期的な見直しと改善に取り組みます

令和 8 年 5 月 21 日

医療法人石井会 石井病院

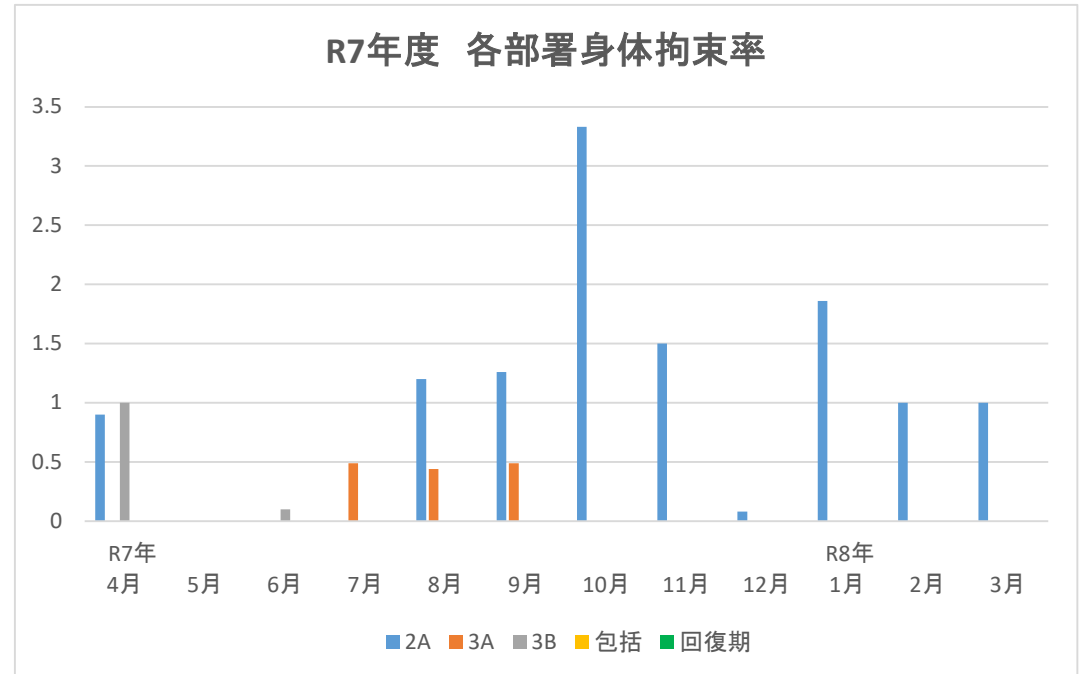
院長 新井 正明

看護部長 樋口 和子

この表明書は、当院の身体拘束廃止に対する強い意志を示すものであり、全職員がこの方針を共有し、実践することを宣言いたします。

身体拘束率(各病棟)

	急性期			包括病床	回復期 病棟
	2A	3A	3B	包括	回復期
R7年 4月	0.9	0	1	0	0
5月	0	0	0	0	0
6月	0	0	0.1	0	0
7月	0	0.49	0	0	0
8月	1.2	0.44	0	0	0
9月	1.26	0.49	0	0	0
10月	3.33	0	0	0	0
11月	1.5	0	0	0	0
12月	0.08	0	0	0	0
R8年 1月	1.86	0	0	0	0
2月	1	0	0	0	0
3月	1	0	0	0	0



$$\text{身体拘束率(\%)} = \frac{\text{身体拘束を実施した延べ人数}}{\text{病床入院延べ人数}} \times 100$$